

食安監発0426第3号
平成25年4月26日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「フランスから輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成25年2月1日付け食安監発0201第5号）により取り扱っているところです。

今般、成田空港検疫所において、成田空港に到着した貨物（子牛頭肉）を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が2件（各々2箱）確認されました。

現在、フランス側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知するまでは、下記の2施設から出荷された貨物について輸入手続きを保留するようお願いします。

記

出荷施設1：ETABLISSEMENTS JEAN CHAPIN
(施設番号 FR 35.353.003 CE)

出荷施設2：TENDRIADE-COLLET-TENDRIADE COLLET CHATEAUBOURG
(施設番号 FR 35.068.002 CE)